

台灣税務および投資法令 アップデート

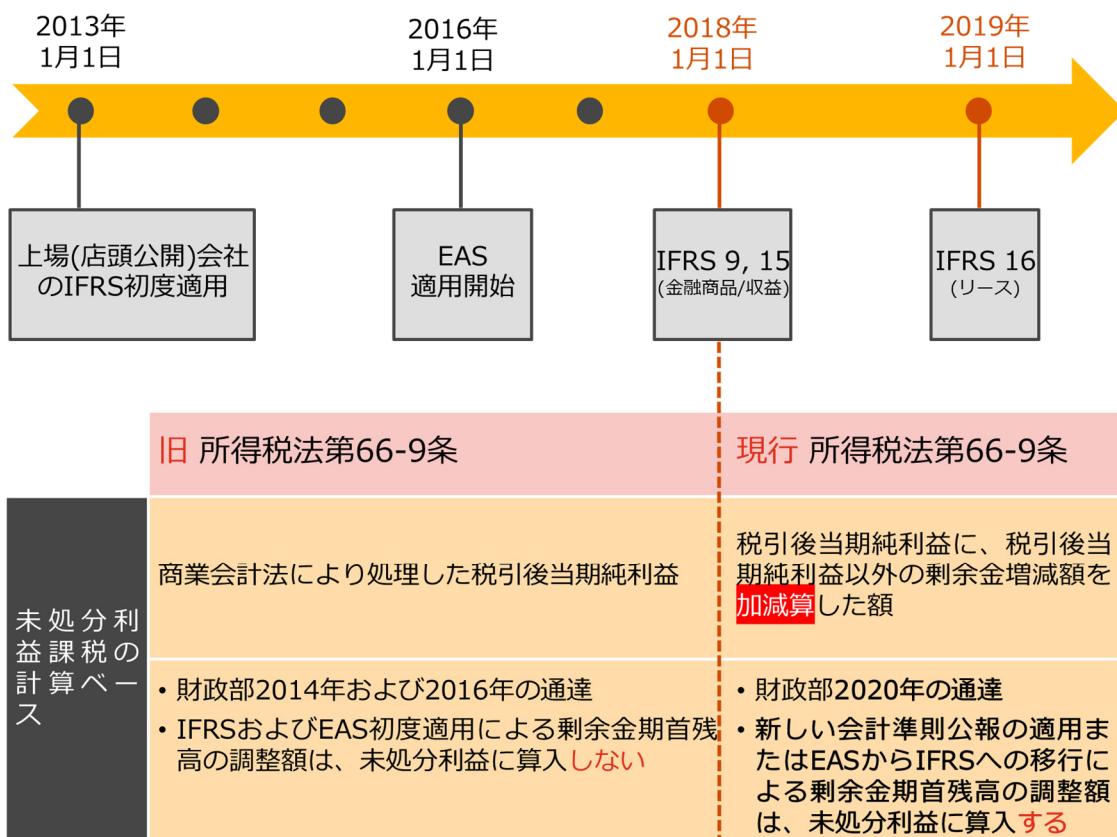
2020年2月

所得税法

剩余金期首残高の調整額の未処分利益課税の計算ベースへの算入について

財政部が2020年1月15日付で公布した台財税字第10800614920号通達によれば、2018年度より営利事業者の①国際会計基準(IFRS)または企業会計準則公報(EAS)における基準の変更、②新しく公布された会計準則公報の適用、もしくは③EASからIFRSへの移行により、その会計基準の変更時の遡及調整によって生じる剩余金期首残高の増減額は、所得税法第66-9条第2項に定める「税引後当期純利益以外の剩余金増減額」に該当し、当該基準の変更年度における未処分利益額に算入したうえで、法人税の課税額を計算しなくてはなりません。

以下に例をあげて説明します。



PwC 台湾の見解：

1. 当該通達によれば、遡及調整により生じる剰余金期首残高の増減額は、未処分利益課税の計算ベースに算入しなければならず(すなわち、増加額は加算、減少額は減算)、過去における IFRS または EAS の初度適用の際の「増加または減少しても、計算ベースには影響させない」との原則とは異なります。
2. また、IFRS 第 9 号の採用で「その他の包括利益を通じ公正価値(FVOCI)で測定する持分証券」と区分された証券は、期末の評価損益をその他の包括利益に計上し、将来売却時には留保利益に振り替えますが、この留保利益に振り替えた部分についても、未処分利益課税の計算ベースに算入することが必要です。
3. この通達によって未処分利益課税の計算ベースが増加する場合、産業創新条例第 23-3 条の適用を検討し、未処分利益課税の軽減を図ることも検討可能です。

2018 年度以降の IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用による契約収益および原価・費用の法人税確定申告上の取り扱いについて

財政部が 2020 年 1 月 21 日付台財税字第 10804637510 号通達を公布し、2018 年度より IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用した営利事業者の法人税確定申告について、以下のように説明しています。

1. 2018 年度以降の新規取引について、IFRS 第 15 号により収益、原価・費用を税務上も認識する(新規取引の取り扱いは税会一致)。
2. 2017 年度末までに完了しなかった契約については、従来適用していた会計基準である IAS 第 18 号に基づき確定申告を行わなくてはならない(ただし、IFRS 第 15 号により、既存取引についても財務諸表上は遡及調整しなくてはならないため、会計上と税務上の差異が生じる)。以下に例を挙げて説明します。

(前提条件)

- 総収益 100、総原価 80 の 2017 年から 2019 年の 3 年度にわたる契約
- 2017~2019 年の各年度のサービス提供割合をそれぞれ 40%、40%、30% とする

(処理)

- ① 2017 年度は会計上も税務上も収益・原価とも認識なく両者には差がありません。
- ② 2018 年度は会計上は IFRS 第 15 号の初度適用により、前期に仮に IFRS 第 15 号を適用していたとすれば認識されていたはずの $(100 - 80) \times 40\% = 8$ だけ期首剰余金を増額調整するとともに、2018 年度の収益 $100 \times 30\% = 30$ と原価 $80 \times 30\% = 24$ が損益計算書上で認識されます。ただし、これらは税務申告書上では減額調整されます。

③ 2019 年度は、収益 $100 \times 30\% = 30$ と原価 $80 \times 30\% = 24$ が損益計算書上で認識されます。この契約は 2017 年末までに完了していない契約にあたり、税務上は IAS 第 18 号に基づいた処理になるので、収益を 100、原価を 80 まで調整しなくてはなりません。したがって、税務申告書上で不足額である収益 70 と原価 56 を増額調整します。

PwC 台湾の見解：

1. 2017 年度末までに完了しなかった既存取引の契約は、税務上、従前どおり IAS 第 18 号の規定に基づき取り扱われますが、2018 年度以降の新規取引契約については IFRS 第 15 号に基づく会計処理が税務上も認められます。ただし、税務上特殊な規定がある場合は、申告書上で調整を行わなくてはなりません。例えば、商品券、ポイントまたは保証サービス付き販売による収益について、贈呈の部分に対応する収益は販売の時点で認識し、税務上繰り延べることはできません(法人税監査準則第 15-3 条)。
2. 2018 年度の法人税確定申告が上記の通達と異なる方法で行われている場合、更正請求を行うことができます。

会社法・証券管理に関する法律

会社法第 173-1 条「臨時株主総会を自ら招集」に関する疑義について

経済部が 2018 年 1 月 30 日に経商字第 10800112160 通達を発行し、次のように説明しました。会社法第 173 条の 1 によれば、「継続的に 3 ヶ月以上発行済株式総数の過半数の株式を所有する株主は、臨時株主総会を自ら招集することができる(第 1 項)。前項に関する株主の株式保有期間および持株数の計算は、第 165 条第 2 項または第 3 項に定める株主名義書換停止時の持株に準ずる(第 2 項)。」と定めています。したがって、株主の臨時株主総会の株主名義書換停止日における株主名簿に記載された株式保有期間および持株数が第 173 条の 1 第 1 項に定める条件に合致しない場合は、臨時株主総会の招集権を有さず、招集権のない株主によって招集された株主総会での決議の効力については、最高裁判所の 1939 年上字第 1911 号判例によれば当然無効となりますが、案件ごとに司法機関により事実認定および法律適用が行われます。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhiro.matsumuro@pwc.com

www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.